平成２２年（フ）第９０７８号
大阪市福島区鷺洲５丁目３番４号　大森マンション203号
債務者　城山　　睦
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９０号
大阪市天王寺区下寺町２丁目５番17号　増田文化202号
債務者　藤原　正則
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３８号
大阪府高槻市松川町21番３―205号
債務者　高嶋　和之
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２９６号
大阪府八尾市高安町北１―47、住民票上の住所大阪府八尾市高安町南２丁目110番地の３Ｂ―101号
債務者　横井　美樹
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３０５号
大阪府茨木市高田町10―４―114、住民票上の住所大阪府吹田市古江台４丁目１番３―1002号
債務者　村岡　直樹
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３８８号
大阪府東大阪市布市町４丁目８番35―719号
債務者　山下　節二
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５０号
大阪市生野区巽東１丁目５番27―702号
債務者　夏山　憲司
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６２８号
大阪市城東区野江１丁目２番15号　メゾンさやか401
債務者　新元　一弘
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８５９号
大阪府大東市諸福３丁目２番46号
債務者　川人千代美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９号
大阪市住之江区新北島２丁目６番21号　302
債務者　入江　浩之
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０号
大阪府八尾市萱振町５丁目119番地
債務者　白江　裕嗣
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９１号
大阪府八尾市萱振町５丁目119番地
債務者　白江　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５号
大阪府豊中市服部寿町２丁目１番２―301号
債務者　田渕　豊志
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１号
大阪市此花区梅香３丁目14番４号　第３ハイツ卓402
債務者　田原麻理子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５号
大阪府四條畷市中野新町13番18―406号
債務者　北野　　博
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５号
大阪市大正区小林西１丁目12番５号
債務者　仲野　裕香
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９８号
大阪府高槻市明野町25番５号
債務者　古川　良美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部